令 和 元 年 度

姫路市健全化判断比率及び 資金不足比率審査意見書

姫路市監査委員

- (注) 1 各比率の算定の基礎となる数値は、決算統計上の千円単位の数値を用いています。また、当該数値は速報値であり、本審査の後に修正される可能性があります。
 - 2 表中の年度の表示は、原則として元号を省略しており、「元年度」と表示のあるものは「令和」、それ以外は「平成」です。
 - 3 各表において、「0」又は「0.0」は当該表中での計算の結果「零」となっている ことを表し、「-」は該当する数値がないことを表します。
 - 4 他都市との比較においては、他都市の令和元年度の数値が揃わないため、平成 30年度の数値を用いています。
 - 5 * 印を付した用語については、巻末に説明を付しています。

姫路市長 清 元 秀 泰 様

姫路市監査委員甲良佳司同芝野稔同酒上太造同駒田かすみ

令和元年度 姫路市各会計決算に基づく健全化判断 比率及び資金不足比率審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の 規定により、審査に付された令和元年度の決算に基づく健全化判断比率及び資金不 足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査し、次のとお りその意見を提出します。

目 次

令和元年度 健全化判断比率審査意見

第1	審査の対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第2	審査の期間	1
第3	審査の方法	1
第4	審査の結果	1
1	実質赤字比率 ·····	4
2	連結実質赤字比率	6
3	実質公債費比率	8
4	将来負担比率 ····· 1	2
参考	類似都市との比較	
1	人口40万人以上の中核市との比較2	О
2	連結実質赤字比率と将来負担比率からみた財政状況 ・・・・・・・2	О
令和元年		1
第1	審査の対象	4
第2	審査の期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2	4
第3	審査の方法	4
第4	審査の結果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2	4
1	地方公営企業法適用会計	
	(1) 水道事業会計 2	6
	(2) 下水道事業会計 2	7
	(3) 都市開発整備事業会計 2	8
2	地方公営企業法非適用会計	
	(1) 卸売市場事業特別会計 2	9
用語の説	.明 ····· 3	\cap

令和元年度 健全化判断比率審查意見

第1 審査の対象

健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率) 及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和2年6月22日から同年7月31日まで

第3 審査の方法

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、一般会計、特別会計及び公営企業会計に係る決算の審査対象とされた書類、地方財政 状況調査表、公債台帳、交付税台帳、設立法人等財務諸表その他の関係書類を照合し、そ の適正性について審査しました。

なお、審査の過程では、関係者に対する質疑の方法も併用しました。

第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率は法令の規定に従って適正に算定されていました。また、 算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているものと認めました。

審査結果の概要は、次に述べるとおりです。

1 実質赤字比率

実質赤字が発生しなかったため、算出されませんでした。

2 連結実質赤字比率

実質赤字及び資金不足が発生しなかったため、算出されませんでした。

3 実質公債費比率

3.2%で、早期健全化基準の25.0%を下回っています。

4 将来負担比率

将来負担額が充当可能財源等を下回ったため、算出されませんでした。

全ての比率は、早期健全化基準未満であるとともに、平成27年度から令和元年度までを計画期間とする「姫路市行財政改革プラン2019」の財政運営に関する数値目標を達成しています。

今後も、令和元年度に策定された「姫路市行財政改革プラン2024」における新たな数値目標の下、持続可能な財政基盤を構築することを要望します。

また、大規模事業やインフラの老朽化対策等を重点的に実施するため、各比率の推移に 留意しつつ、適正な起債マネジメントに努めることを要望します。

近年における各比率の推移は、次のとおりです。

(単位 %)

健全化判断比率	2 7 年度	28 年度	29 年度	3 0 年度	元 年度	姫路市行財政 改革プラン 2019 目標値	早期 健全化 基準	財政再生基準
実質赤字比率	_	_	_		_	黒 字	11. 25	20. 00
連結実質赤字比率	_	_	_	_	_	黒 字	16. 25	30. 00
実質公債費比率	5. 5	4. 7	4. 2	3. 6	3. 2	9.9以下	25. 0	35. 0
将来負担比率	9. 6	0.7	3. 7	_		70.0以下	350. 0	

(参考)「姫路市行財政改革プラン 2024」目標値(令和2年度~令和6年度)

- ・実質赤字比率及び連結実質赤字比率 黒字
- · 実質公債費比率 6.5%以下 · 将来負担比率 45.0%以下

地方公共団体は、健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上であれば、財政健全 化計画を定めなければならないとされていますが、本市においては、従来から、全ての比 率が早期健全化基準未満です。

なお、各比率の算定の対象となる会計等の範囲は、3ページの図のとおりです。本市の7つの特別会計については、国の定める基準により、その性質に応じて、3種類(①~③)に区分されています。本市の決算では、地方公営企業法を適用している④を「公営企業会計」と呼んでいますが、各比率の算定上は、③についても「公営企業会計」に含むものとして取り扱われ、以下の記述においても、③及び④の総称として「公営企業会計」といいます。

各比率の詳細については、4ページ以降に示します。

(体似型)と に算定) 資金不足比率の 算定の対象 将来負担比率の算定の対象 実質公債費比率の算定の対象 連結実質赤字比率の算定の対象 実質赤字比率の 算定の対象 · 母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計 市川町外三ケ市町共有財産事務組合 加古川市外2市共有公会堂事務組合 ÞП 広城連行 後期高齢者医療事業特別会計 · 奨学学術振興事業特別会計 · 国民健康保険事業特別会計 姫路福崎斎苑施設事務組合 財政健全化調整特別会計 にしはりま環境事務組合 ・中播衛生施設事務組合・くれさか環境事務組合・中播農業共済事務組合 · 兵庫県後期高齢者医療 ,介護保険事業特別会計 卸壳市場事業特別会計 · 都市開発整備事業会計 下水道事業会計 兵庫県競馬組合 水道事業会計 一般会計 * (O) 地方公営 企業法 適 用 部事務 組合 ďП 地方公営 企業 非 適用 姫路市が設立した法人等 広城連6 一般会計等 (普通会計) 公宮企業会計 姫路市が 加入する 組合等 $\langle 4$ 呼 冊 卌 ₩ 떴 恕 七

※ 将来負担比率の算入対象となるのは、市が債務保証等を行っている団体に限る。

各比率の算定の対象となる会計等の範囲

1 実質赤字比率

平成27年度以降の実質赤字比率の推移は第1-1表のとおりです。

第1-1表 実質赤字比率の推移

(単位 千円、%)

区分	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
実質赤字額 A 〔=a1+a2+a3〕	△5, 617, 073	△5, 563, 249	△5, 740, 040	△5, 548, 407	△5, 902, 048
繰上充用額* a1	$\triangle 5,682,678$	△5, 628, 056	△5, 806, 061	△5, 617, 604	△5, 979, 210
支払繰延額* a2	_				_
事業繰越額* a3	65, 605	64, 807	66, 021	69, 197	77, 162
標準財政規模* B	119, 599, 632	120, 954, 947	119, 813, 260	119, 754, 707	120, 088, 383
A ∕ B × 100	△4. 69	△4. 59	△4. 79	△4. 63	△4. 91
実 質 赤 字 比 率	_	l	I	1	_
早期健全化基準	11. 25	11. 25	11. 25	11. 25	11. 25
財政再生基準	20. 00	20.00	20. 00	20. 00	20. 00

⁽注) 実質黒字である場合、実質赤字額は負の値で表されます。この場合、実質赤字比率は算出されません。また、繰上充用額は発生しないので、負の値で表記しています。

実質赤字比率は、次の算定式により求められます。

実質赤字額Aは、繰上充用額a1に支払繰延額a2及び事業繰越額a3を加えたものです。 なお、実質赤字比率は、一般会計等の実質収支額合計が赤字である場合に算定されます。 当年度は、歳入と歳出の差引額(形式収支)から翌年度に繰り越すべき財源(継続費逓次 繰越、繰越明許費繰越、事故繰越等)を控除した実質収支額合計が黒字となったため、実 質赤字額Aは △5,902,048 千円となり、実質赤字比率は算出されませんでした。

各算定項目についてみると、次のとおりです。

繰上充用額 a1 は $\Delta5$, 979, 210 千円、事業繰越額 a3 は 77, 162 千円で、支払繰延額 a2 は発生しませんでした。これらの合計である実質赤字額 A $\Delta5$, 902, 048 千円を標準財政規模 B 120, 088, 383 千円で割ると $\Delta4$. 91%となり、早期健全化基準である 11. 25%を 16. 16 ポイント下回っています。

事業繰越額 a 3 は、その全額が母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計に係るものです。 これは、母子父子寡婦福祉資金貸付に係る剰余金が、後年度において貸し付けるための財 源であり、事業繰越として取り扱われることによるものです。

各会計間の繰入、繰出等の重複額を控除した純計による当年度の実質黒字額を会計別に示すと、第1-2表のとおりで、全体で 5,902,048 千円となっています。

第1-2表 純計による会計別実質黒字額(一般会計等)

会 計 🧷	名	歳入決算額 (1)	歳出決算額 (2)	翌年度に繰り 越すべき財源 (3)	実質黒字額 (1)-(2)-(3)
一般	計	220, 054, 357	210, 364, 961	3, 787, 348	5, 902, 048
母子父子寡婦社貸 付 事 業 特	留祉資金 別会計	125, 459	48, 297	77, 162	0
奨学学術振興事業	\$特別会計	26, 481	26, 481	_	0
財政健全化調整	特別会計	161, 218	161, 218	l	0
合 計		220, 367, 515	210, 600, 957	3, 864, 510	5, 902, 048

2 連結実質赤字比率

平成27年度以降の連結実質赤字比率の推移は、第2-1表のとおりです。

第2-1表 連結実質赤字比率の推移

(単位 千円、%)

				(===	1 1 3 7 7 0 7
区分	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
連結実質赤字額 A [=a1+a2-a3-a4]	△21, 942, 633	△23, 045, 495	△24, 966, 214	△21, 431, 782	△21, 470, 785
実質赤字額合計額 a1	_	-	_	ı	ı
資金不足額合計額 a2	_	-	_	ı	ı
実質黒字額合計額 a3	9, 345, 742	9, 760, 885	11, 740, 992	6, 928, 464	7, 008, 164
資金剰余額合計額 a4	12, 596, 891	13, 284, 610	13, 225, 222	14, 503, 318	14, 462, 621
標準財政規模 B	119, 599, 632	120, 954, 947	119, 813, 260	119, 754, 707	120, 088, 383
A ∕ B × 100	△18.34	△19.05	△20.83	△17.89	△17.87
連結実質赤字比率	_	-	_	ı	ı
早期健全化基準	16. 25	16. 25	16. 25	16. 25	16. 25
財 政 再 生 基 準	30.00	30.00	30.00	30.00	30. 00

⁽注)連結実質黒字である場合、連結実質赤字額は負の値で表されます。この場合、連結実質赤字比率は 算出されません。

連結実質赤字比率は、次の算定式により求められます。

連結実質赤字
$$\mathbb{A}$$
 = $\frac{$ 連結実質赤字額 \mathbb{A} \times 100

連結実質赤字額Aは、一般会計等及び狭義の公営事業会計(公営企業会計を除いた会計)の実質赤字額合計額 a 1 と公営企業会計の資金不足額合計額 a 2 の合算額から、実質黒字額合計額 a 3 と資金剰余額合計額 a 4 の合算額を差し引いた額です。

当年度の連結実質赤字比率は、連結実質赤字額Aが △21,470,785 千円であり、連結実質黒字となったため、算出されませんでした。

連結実質赤字額 A \triangle 21,470,785 千円を標準財政規模 B 120,088,383 千円で割ると \triangle 17.87%となり、早期健全化基準である 16.25%を 34.12 ポイント下回っています。

公営企業会計以外の公営事業会計の総計による会計別実質黒字額は、第2-2表のとおりであり、公営企業会計の会計別資金剰余額は、第2-3表のとおりです。

第2-2表 総計による会計別実質黒字額(公営企業会計以外の公営事業会計)

(単位 千円)

会 計 名	歳入決算額 (1)	歳出決算額 (2)	翌年度に繰り 越すべき財源 (3)	実質黒字額 (1)-(2)-(3)
国民健康保険事業特別会計	53, 359, 278	52, 815, 285	_	543, 993
介護保険事業特別会計	44, 163, 203	43, 809, 772	_	353, 431
後期高齢者医療事業特別会計	7, 654, 397	7, 445, 705	_	208, 692
合 計	105, 176, 878	104, 070, 762	_	1, 106, 116

第2-3表 会計別資金剰余額(公営企業会計)

					` ` ` ` ` ` ` ` ` ` ` ` ` ` ` ` ` ` `	1 1 2 1 1 4 7
	会 計 名	流動 資産等 (1)	算入地方債 及び長期借入金 (2)	流動 負債等 (3)	解消可能資金不足額(4)	資金剰余額 (1)-(2) -(3)+(4)
	水道事業会計	8, 761, 044	_	1, 217, 513	_	7, 543, 531
法適	下水道事業会計	3, 468, 993		1, 621, 212	_	1, 847, 781
用	都市開発整備事業会計	4, 696, 024		8,614	_	4, 687, 410
	小計	16, 926, 061	1	2, 847, 339	_	14, 078, 722
	会 計 名	歳入額 (1)	繰越明許費等 一未収入特定財源 (2)	歳出額 (3)	解消可能 資金不足額 (4)	資金剰余額 (1)-(2) -(3)+(4)
法非	卸売市場事業特別会計	1, 179, 435	_	795, 536	_	383, 899
適用	小計	1, 179, 435	_	795, 536	_	383, 899
_	合 計	18, 105, 496	_	3, 642, 875	_	14, 462, 621

- (注) 1 「法適用」は地方公営企業法を適用している会計であり、「法非適用」は同法を適用していない 会計です。
 - 2 法適用の会計の(2)において、長期借入金は宅地造成事業を行う企業についてのみ算定されます。
 - 3 「流動資産等」は、流動資産から控除財源等を差し引いた額です。
 - 4 「流動負債等」は、流動負債から控除企業債を差し引いた額です。

3 実質公債費比率

平成27年度以降の実質公債費比率の推移は、第3-1表のとおりです。

第3-1表 実質公債費比率の推移

(単位 千円、%)

 \times 100

				(単位	十円、%)
区分	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
地方債の元利償還金 A 〔=a1-a2-a3〕	20, 358, 498	21, 146, 148	19, 853, 835	19, 658, 181	20, 198, 427
一般会計等に係る公債費 a1	23, 400, 907	21, 315, 178	21, 640, 368	20, 174, 754	21, 657, 660
繰上償還額及び借換債を 財源として償還した額 a2	2, 880, 742	697	1, 618, 200	348, 240	1, 290, 900
満期一括償還地方債*の 元金の償還額 a3	161, 667	168, 333	168, 333	168, 333	168, 333
地方債償還に充当される 特定財源* B	4, 322, 969	4, 334, 570	3, 853, 133	3, 939, 777	3, 960, 158
公債費充当一般財源等額 A-B	16, 035, 529	16, 811, 578	16, 000, 702	15, 718, 404	16, 238, 269
地方債の準元利償還金 C	7, 081, 688	6, 448, 944	5, 746, 415	5, 369, 383	5, 068, 982
元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額*算入額 D	18, 405, 346	18, 459, 817	18, 251, 127	18, 126, 603	17, 825, 923
単年度実質公債費比率 算定式の分子 A+C-B-D	4, 711, 871	4, 800, 705	3, 495, 990	2, 961, 184	3, 481, 328
標準財政規模 E	119, 599, 632	120, 954, 947	119, 813, 260	119, 754, 707	120, 088, 383
単年度実質公債費比率 算定式の分母 E-D	101, 194, 286	102, 495, 130	101, 562, 133	101, 628, 104	102, 262, 460
単年度実質公債費比率 (A+C-B-D)/(E-D)×100	4. 65626	4. 68384	3. 44222	2. 91375	3. 40431
実質公債費比率(直近3箇年平均値)	5. 5	4. 7	4. 2	3. 6	3. 2
早期健全化基準	25. 0	25. 0	25. 0	25. 0	25. 0
財 政 再 生 基 準	35. 0	35. 0	35. 0	35. 0	35. 0

- (注) 1 単年度実質公債費比率は小数点以下6位を四捨五入しています。
 - 2 実質公債費比率は小数点以下1位未満を切り捨てています。

実質公債費比率は、直近3箇年度において、それぞれ次の算定式により求められる比率 (以下「単年度実質公債費比率」という。)の平均値です。

> 元利償還金A+準元利償還金C-充当特定財源B -元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額D

単年度 実質公債費比率

標準財政規模E

一元利償還金·準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 D

単年度実質公債費比率は、平成29年度が3.44222%、平成30年度が2.91375%、令和元年度が3.40431%です。当年度の実質公債費比率は、これらの平均値である3.2%となり、早期健全化基準である25.0%を21.8ポイント下回っています。

当年度の実質公債費比率は、前年度に比べ 0.4 ポイント低下しています。その主な要因は、地方債の準元利償還金 \mathbf{C} のうち、公営企業債等の償還に充当された一般会計等からの繰入金 \mathbf{c} 2 (第3-3表及び第3-4表)の減少等によるものです。

各算定項目についてみると、次のとおりです。

地方債の元利償還金Aは、各年度の一般会計等に係る公債費 a1から、各年度に繰上償還を行った額及び借換債を財源として償還を行った額の合計額 a2 並びに満期一括償還地方債の満期が到来した際の元金償還金額 a3を差し引いたものです。なお、平成29年度が19,853,835千円、平成30年度が19,658,181千円、令和元年度が20,198,427千円です。

地方債の償還に充てられる特定財源 \mathbf{B} は、平成 2 9 年度が 3,853,133 千円、平成 3 0 年度が 3,939,777 千円、令和元年度が 3,960,158 千円で、その内訳は、第 3-2 表のとおりです。

第3-2表 地方債償還に充当される特定財源

区分	29年度	30年度	元年度
国・県等からの利子補給			_
貸付金の財源として発行した地方債(転貸債*)に係る貸付金の元利償還金	14, 085	9, 962	5, 935
公 営 住 宅 使 用 料	701, 531	682, 790	677, 302
都市計画事業の財源として発行された地方 債償還に充当した都市計画税	3, 137, 517	3, 247, 025	3, 276, 921
その他特定財源	ı	1	_
合 計 B	3, 853, 133	3, 939, 777	3, 960, 158

地方債の準元利償還金 C は、平成 2 9 年度が 5,746,415 千円、平成 3 0 年度が 5,369,383 千円、令和元年度が 5,068,982 千円で、その内訳は、第 3 - 3 表のとおりです。

第3-3表 地方債の準元利償還金

(単位 千円)

区分	29年度	30年度	元年度
満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に 相当するもの(年度割相当額)等 c1	168, 333	168, 333	168, 333
公営企業債等の償還に充当された一般会計等からの繰入金 c2	5, 114, 452	4, 745, 178	4, 526, 117
組合等に係る地方債の償還に充当された一般会計等からの補助金又は負担金 c3	74, 751	74, 779	74, 780
公債費に準ずる債務負担行為*に係るもの c4	387, 144	379, 419	298, 065
一時借入金*の利子(繰替運用を除く。) c5	1, 735	1,674	1, 687
合 計 C	5, 746, 415	5, 369, 383	5, 068, 982

また、公営企業債等の元利償還の財源に充てた一般会計等繰入金 c2 について、繰入れ 先の会計の内訳は、第3-4表のとおりで、下水道事業会計が大半を占めています。

第3-4表 公営企業債等の元利償還の財源に充てた一般会計等からの繰入金

	会言	十名			29年度	30年度	元年度
水道	事	業	会	計	62, 556	59, 490	50, 022
下 水	道	事 業	会	計	4, 979, 175	4, 613, 194	4, 400, 277
卸売市	場事	業特	別会	計	60, 611	60, 384	63, 708
介護保険(介護サービス)事業特別会計				会計	12, 110	12, 110	12, 110
合 計 c2				5, 114, 452	4, 745, 178	4, 526, 117	

元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額**D**は、平成29年度が18,251,127千円、平成30年度が18,126,603千円、令和元年度が17,825,923千円で、その内訳は、第3-5表のとおりです。

なお、「事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費」は、主として下水道費、 清掃費、地域振興費等に係るものです。「災害復旧費等に係る基準財政需要額」は、主と して臨時財政対策債、公害防止事業債、合併特例債等の償還費に係るものです。「密度補 正により基準財政需要額に算入された元利償還金及び準元利償還金」は、水道事業の一般 会計出資債に係るものです。

第3-5表 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

区分	29年度	30年度	元年度
事業費補正*により基準財政需要額に算入された公債費	3, 613, 823	3, 460, 891	3, 332, 731
災害復旧費等に係る基準財政需要額	14, 608, 030	14, 632, 982	14, 456, 190
密度補正*により基準財政需要額に算入され た元利償還金及び準元利償還金	29, 274	32, 730	37, 002
合 計 D	18, 251, 127	18, 126, 603	17, 825, 923

4 将来負担比率

平成27年度以降の将来負担比率の推移は、第4-1表のとおりです。

第4-1表 将来負担比率の推移

(単位 千円、%)

	1	1	1	(早仏	十円、%)
区 分	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
将来負担額 A [=a1+a2+a3+a4+a5+a6+a7+a8]	302, 278, 502	285, 135, 520	280, 525, 580	273, 123, 253	268, 637, 173
当年度末一般会計等地方債 現在高 a1	198, 684, 175	197, 036, 367	199, 199, 594	199, 282, 962	201, 105, 040
債務負担行為に基づく 支出予定額 a2	2, 745, 242	2, 124, 009	1, 502, 793	882, 330	610, 234
公営企業債等繰入見込額 a3	70, 953, 698	56, 186, 702	49, 811, 943	44, 090, 083	38, 980, 577
組合等の地方債の償還に係る 本市の負担等見込額 a4	559, 556	494, 970	424, 118	352, 675	280, 666
退職手当支給予定額に係る 一般会計等の負担見込額 a5	28, 224, 655	28, 374, 752	28, 912, 786	28, 039, 913	27, 650, 020
設立法人の負債額等に係る 一般会計等の負担見込額 a6	1, 111, 176	918, 720	674, 346	475, 290	10, 636
連結実質赤字額 a7	_	_	_	_	_
組合等の連結実質赤字額のうち 一般会計等の負担見込額 a8	_	_	_	_	_
充当可能基金額 B	57, 672, 717	58, 164, 848	56, 883, 539	61, 780, 863	60, 478, 842
充当可能特定歳入の額 C	41, 408, 812	36, 634, 791	34, 341, 494	32, 647, 728	32, 488, 617
地方債現在高に係る 基準財政需要額算入見込額 D	193, 473, 695	189, 583, 380	185, 464, 409	181, 393, 669	180, 500, 282
実質的な将来負担額 A-B-C-D	9, 723, 278	752, 501	3, 836, 138	△2, 699, 007	△4, 830, 568
市民一人当たりの実質的な将来負担額	17, 995 円	1, 396 円	7, 138 円	△5,034 円	△9, 035 円
標準財政規模 E	119, 599, 632	120, 954, 947	119, 813, 260	119, 754, 707	120, 088, 383
元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額 F	18, 405, 346	18, 459, 817	18, 251, 127	18, 126, 603	17, 825, 923
将来負担比率算定式の分母 E-F	101, 194, 286	102, 495, 130	101, 562, 133	101, 628, 104	102, 262, 460
$(A-B-C-D) / (E-F) \times 100$	9. 6	0. 7	3. 7	△2.6	△4.7
将 来 負 担 比 率	9. 6	0. 7	3. 7	_	_
早期健全化基準	350. 0	350. 0	350. 0	350. 0	350. 0

⁽注) 1 各年度の市民一人当たりの実質的な将来負担額の算出に当たっては、当該年度末の住民基本台帳人口(外国人を含む全人口)を用いています。

² 将来負担額が充当可能財源等を下回る場合、実質的な将来負担額は負の値で表されます。この 場合、将来負担比率は算出されません。

将来負担比率は、次の算定式で求めることができます。

 \times 100

標準財政規模E

一元利償還金·準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 F

当年度の将来負担比率は、将来負担額Aが充当可能財源等B+C+Dを下回ったため、 算出されませんでした。

なお、上記の算定式に係る当年度の算定結果は $\triangle 4.7\%$ となり、早期健全化基準である 350.0%を 354.7 ポイント下回っています。

これは、主として地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額 D は減少したものの、 公営企業債等の償還に係る一般会計繰入見込額 a 3 及び設立法人の負債額等に係る一般会 計等の負担見込額 a 6 の減少に伴い、将来負担額 A が減少したためです。

なお、地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額 D は、今後、市債の償還財源に充当される地方交付税収入の見込額に相当します。

平成29年度が185,464,409千円、平成30年度が181,393,669千円、令和元年度が180,500,282千円で、交付税措置のある地方債元利償還金残高の減少に伴い、低下傾向にあります。

その他の各算定項目については、次のとおりです。

将来負担額Aは、一般会計等に係る地方債現在高 a 1、債務負担行為に基づく支出予定額 a 2、公営企業債等の償還に係る一般会計等からの繰入見込額 a 3、組合等の地方債の償還に係る本市の負担等見込額 a 4、退職手当支給予定額に係る一般会計等の負担見込額 a 5、本市が設立した法人の負債額等に係る一般会計等の負担見込額 a 6 等を合計したものです。 なお、平成 2 9 年度が 280,525,580 千円、平成 3 0 年度が 273,123,253 千円、令和元年度が 268,637,173 千円です。

将来負担額 A は、標準財政規模 E の約 2.2 倍となっています。また、実質的な将来負担額 A-B-C-D は、市民 1 人当たり $\triangle 9$,035 円で、前年度に比べ 4,001 円減少しています。

当年度末における一般会計等に係る地方債の現在高 a 1 は 201, 105, 040 千円で、前年度 (199, 282, 962 千円) に比べ 1,822,078 千円増加しています。

その内訳は、第4-2表のとおりです。主なものは、臨時財政対策債 89,618,837 千円、旧合併特例事業債 24,365,041 千円、学校教育施設等整備事業債 15,721,379 千円、公共事業等債 12,916,801 千円です。

第4-2表 一般会計等に係る地方債の現在高

		1		(事団 111)
起 債 区 分	29年度末 残高	30年度末 残高	元年度末 残高	起債による主な事業
公 共 事 業 等 債	13, 870, 997	13, 476, 167	12, 916, 801	姫路駅周辺土地区画 整理事業
災害復旧事業債	50, 986	48, 667	55, 979	林業施設災害復旧事 業
学校教育施設等整備事業債	11, 345, 898	12, 954, 169	15, 721, 379	学校・園整備事業
社会福祉施設等整備事業債	1, 098, 527	1, 451, 305	1, 355, 689	児童センター整備事 業
一般廃棄物処理事業債	8, 295, 895	7, 290, 866	6, 959, 172	新美化センター整備 事業
施設整備事業債	1, 821, 303	1, 718, 169	1, 655, 770	消防はしご車更新
地域活性化事業債	1, 179, 979	1, 038, 912	950, 372	緑化推進事業
防 災 対 策 事 業 債	608, 514	498, 812	418, 109	消防指揮車整備
旧合併特例事業債	24, 574, 323	23, 636, 403	24, 365, 041	新市建設計画事業
地方道路等整備事業債	12, 777, 022	11, 900, 943	10, 563, 606	地方道路等整備事業
緊急防災・減災事業債	1, 849, 120	1, 795, 414	1, 624, 892	ブロック塀・囲障改 修工事
公共施設等適正管理推進事業債	186, 300	554, 100	2, 672, 492	イベントゾーン整備 事業
辺 地 対 策 事 業 債		63, 100	63, 100	道路橋りょう整備事 業
臨 時 財 政 対 策 債	86, 454, 832	89, 191, 558	89, 618, 837	
そ の 他	35, 085, 898	33, 664, 377	32, 163, 801	
合 計 a1	199, 199, 594	199, 282, 962	201, 105, 040	

債務負担行為に基づく支出予定額 a2 は 610,234 千円で、その内訳は、第4-3表のとおりです。

第4-3表 債務負担行為に基づく支出予定額

(単位 千円)

区分	期間	限度額	元年度末 将来負担額
緩衝緑地造成事業費償還	平成 2 年度から 令和 2 年度まで	8, 491, 867	386, 454
お城本町自動車駐車場等施設購入	平成13年度から 令和 2年度まで	4, 482, 936	223, 780
合 計 a 2			610, 234

公営事業会計(公営企業会計を含む。)に係る地方債(公営企業債等)の元金償還金を 一般会計等が負担する際の繰入金の見込額 a 3 は 38,980,577 千円で、前年度(44,090,083 千円)に比べ 5,109,506 千円減少しています。

会計別の内訳は、第4-4表のとおりです。その主なものは、下水道事業会計に係る 36,231,247 千円で、地方債残高の減少に伴い、前年度(41,309,010 千円)に比べ 5,077,763 千円減少しています。

第4-4表 公営企業債等償還に係る一般会計等からの繰入見込額

会 計 名							地方債 残高 (1)	準元金償還金 / 元金償還金 (3箇年平均) (2)	元年度末 将来負担額 (1)×(2)	
水		事	<u> </u>	 業	会		計	18, 392, 961	0.024	441, 431
/1/	Æ	7	7	~	4		μΙ	10, 032, 301	0.021	111, 101
下	水	道	事	業	숙	<u> </u>	計	100, 086, 318	0. 362	36, 231, 247
卸	売 市	場	事 業	特	別	会	計	3, 572, 600	0. 646	2, 307, 899
		合	計	a 3						38, 980, 577

組合等の地方債の償還に係る本市の負担等見込額 a4 は 280,666 千円で、その内訳は、 第4-5表のとおりです。

第4-5表 組合等が起こした地方債の償還に係る一般会計等負担等見込額

(単位 千円)

組合等	29年度	30年度	元年度
にしはりま環境事務組合	273, 381	244, 053	214, 451
中播衛生施設事務組合	150, 737	108, 622	66, 215
合 計 a4	424, 118	352, 675	280, 666

退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額 a5 は 27,650,020 千円で、勤続期間 等別の内訳は第4-6 表のとおりです。

一般職に属する職員の退職手当支給予定額は、給料月額に勤続期間に応じて定められている支給率を乗じた額の合計である基本額と、姫路市職員退職手当条例第6条の4に定める調整額とを合計したものです。

第4-6表 退職手当負担見込額

(単位 人、千円)

区分	जे	元年度末将来負担額					
	勤続期間	10年未満 25年未満		25年以上	計		
一般職に	職員数	1,007	1, 302	1, 193	3, 502		
属する職員	基本額	598, 230	7, 479, 371	16, 250, 991	24, 328, 592		
	調整額		870, 081	2, 433, 207	3, 303, 288		
	支給計	598, 230	8, 349, 452	18, 684, 198	27, 631, 880		
特別職に属	する職員		18, 140				
合 計	a 5		27, 650, 020				

本市が設立した法人等の損失補償に係る一般会計等負担見込額 a6 は 10,636 千円で、その内訳は、第4-7表のとおりです。

第4-7表 設立法人の負債額等負担見込額

(単位 千円)

区分	法人名、制度融資名等	元年度末 損失補償付 債務残高	元年度末 将来負担額
設立法人に係る 損 失 補 償	_	_	_
	小規模企業小口資金融資損失補償	684	
制度融資等に	小規模企業支援資金融資損失補償	34, 097	6, 231
係る損失補償	起業家支援資金融資損失補償	15, 152	4, 405
	経営安定対策資金融資損失補償	198, 203	_
	合 計 a6	248, 136	10, 636

連結実質赤字額 a 7 は、連結実質黒字(21,470,785 千円)となっているので、計上されません。

組合等連結実質赤字額相当額のうち一般会計等負担見込額 a 8 は、発生していません。 なお、算定の対象となるものは、第4-8表のとおりです。

第4-8表 組合等連結実質赤字額相当額負担見込額

組合等	元年度末 将来負担額	将来負担額算出の理由
市川町外三ケ市町共有財産事務組合	_	連結実質赤字相当額はない。
加古川市外2市共有公会堂事務組合	_	連結実質赤字相当額はない。
くれさか環境事務組合	_	連結実質赤字相当額はない。
にしはりま環境事務組合	_	連結実質赤字相当額はない。
姫路福崎斎苑施設事務組合	_	連結実質赤字相当額はない。
中播衛生施設事務組合	_	連結実質赤字相当額はない。
中播農業共済事務組合	_	連結実質赤字相当額はない。
兵 庫 県 競 馬 組 合	_	連結実質赤字相当額はない。
兵庫県後期高齢者医療広域連合	_	連結実質赤字相当額はない。
合 計 a8	_	

充当可能基金額**B**は 60,478,842 千円で、前年度(61,780,863 千円)に比べ 1,302,021 千円減少しています。

その内訳は第4-9表のとおりです。主なものは、21世紀都市創造基金 17,989,539 千円、財政調整基金 14,315,076 千円です。

第4-9表 充当可能基金額

	基金	金 名		基 金 総 額	充当可能額
財	政 調	整基	金	14, 315, 076	14, 315, 076
減	債	基	金	1, 727, 805	1, 727, 805
特	別会計等財政	健全化調整基	金	7, 126, 523	6, 584, 266
2	1 世紀都	市創造基	金	17, 989, 539	17, 989, 539
地	域社会	舌 性 化 基	金	1, 039, 250	1, 039, 250
霊	苑 え い ‡	也 清 掃 基	金	494, 832	494, 832
愛	Ø	基	金	1, 492, 064	1, 492, 064
緑	化	基	金	1, 136, 026	1, 136, 026
文	化振	興 基	金	1, 092, 572	1, 092, 572
美	化 啓	発基	金	325, 482	325, 482
土	地 開	発基	金	5, 000, 000	3, 855, 623
美	術 品 耳	反 得 基	金	250, 000	250,000
介	護保険給付	寸 費 準 備 基	金	4, 217, 884	4, 217, 884
国	民健康保険	讨 政 安 定 化 基	金	4, 409, 893	4, 409, 893
保	健 医 療	推進基	金	82, 520	82, 520
国	際交	流 基	金	372, 290	372, 290
奨	学 学 術	振 興 基	金	1, 097, 720	1, 093, 720
	合 詞	Н В		62, 169, 476	60, 478, 842

⁽注) 充当可能基金額に含まれるのは、基金のうち現金預金、国債・地方債・政府保証債等として保有しているものの額であり、貸付金、不動産等として保有しているものの額は含まれません。また、地域 振興基金は充当可能基金から除かれるべき基金に該当します。

地方債の償還額等に充当可能な特定歳入額 C は 32,488,617 千円であり、前年度 (32,647,728 千円) に比べ 159,111 千円減少しています。

その内訳は、第4-10表のとおりです。主なものは、都市計画事業の財源として発行した地方債償還に充当されると見込まれる都市計画税収 26,089,940 千円、公営住宅建設の財源として発行した地方債の償還に充当されると見込まれる公営住宅の賃貸料等6,007,231 千円です。

第4-10表 充当可能特定歳入額

区分	29年度	30年度	元年度
国 庫 支 出 金 等	_	_	_
地方債を財源とする貸付金の償還金	401, 727	394, 410	391, 446
公 営 住 宅 の 賃 貸 料 等	6, 696, 060	6, 397, 252	6, 007, 231
都 市 計 画 税 収	27, 243, 707	25, 856, 066	26, 089, 940
合 計 C	34, 341, 494	32, 647, 728	32, 488, 617

参考 類似都市との比較

参考として、他都市のデータが揃う平成30年度の健全化判断比率について、本市と類似都市の財政状況の比較を行うこととします。データは、総務省の平成30年度財政状況資料集に基づいており、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率が算出されない場合は、それぞれ所定の算式により算出される黒字額に係る比率を、負の値で示しています。

1 人口40万人以上の中核市との比較

まず、平成31年3月末現在の人口(外国人を含む住民基本台帳人口。以下同じ。)が40万人以上である中核市(本市を含む24市)について、平成30年度の健全化判断比率を比較して図示すると、それぞれ21ページ及び22ページのとおりとなります。

2 連結実質赤字比率と将来負担比率からみた財政状況

上記の中核市及び兵庫県内の人口10万人以上の都市(本市、尼崎市及び西宮市を除く7市)について、平成30年度の連結実質赤字比率及び将来負担比率の数値を比較して図示すると、23ページのとおりです。

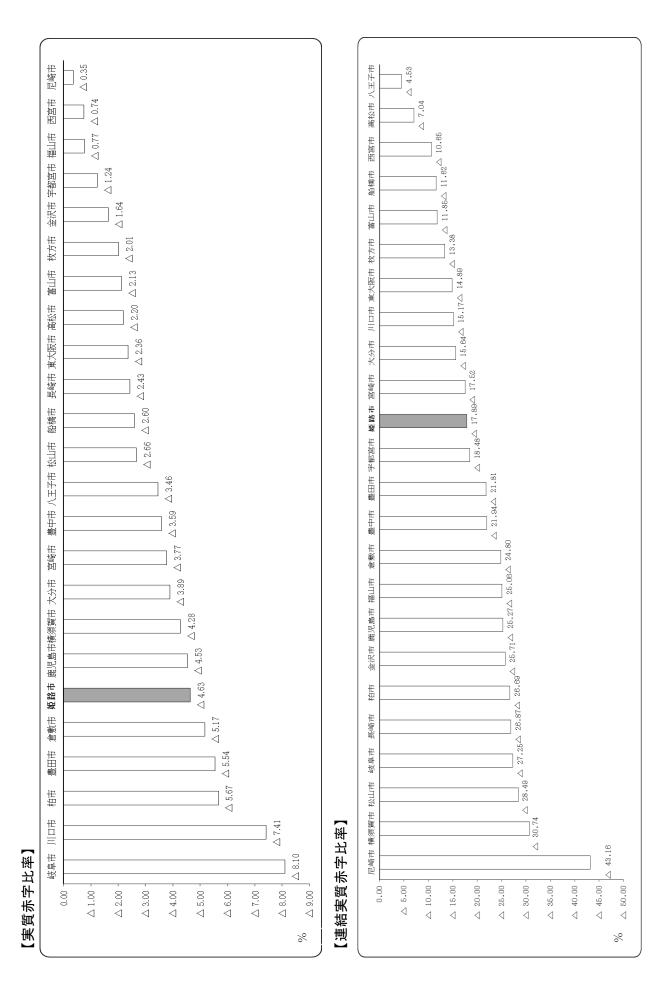
連結実質赤字比率は、地方公共団体のフローの債務負担の重さを表す指標です。

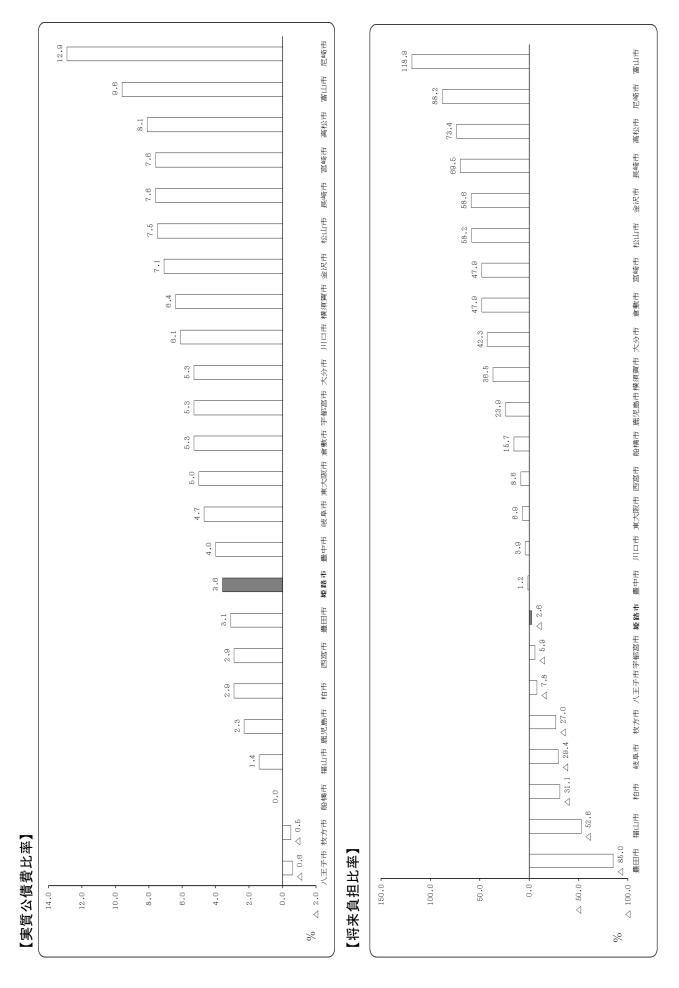
将来負担比率は、地方公共団体のストックの債務負担の重さを表す指標です。

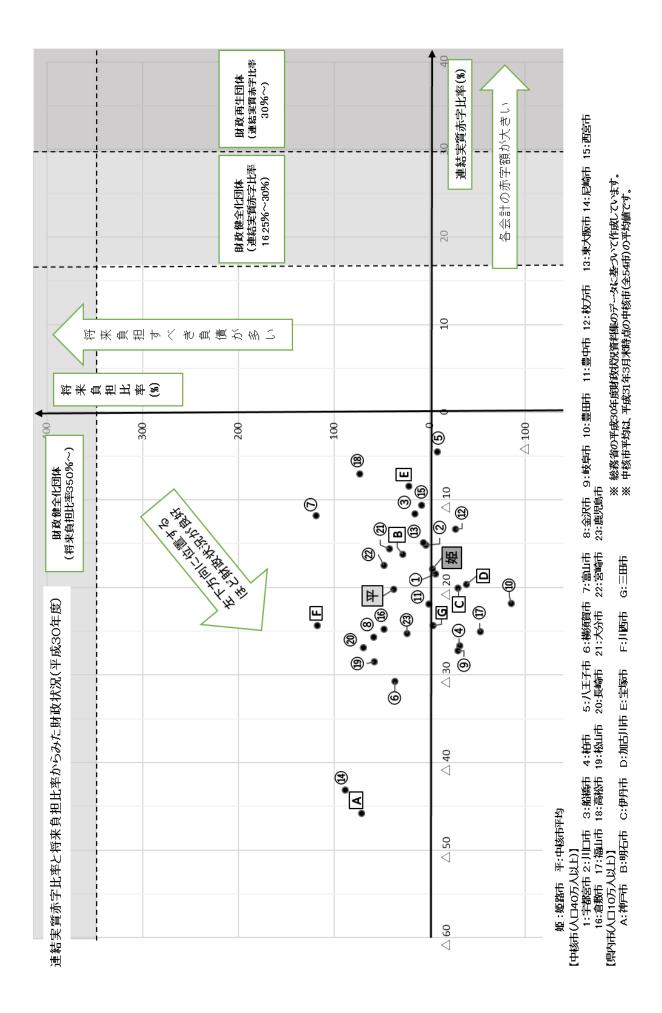
連結実質赤字比率、将来負担比率のいずれも、数値が低いほうが健全とされることから、23ページの図上の左下方向に位置しているほど、財政状況は良好であるといえます。

連結実質赤字比率については、各市とも黒字ですが、本市の黒字の比率は 17.89%で、中核市の平均値(20.52%)より 2.63 ポイント低く、図上で「中核市平均」より右に位置しています。

将来負担比率について、本市は $\triangle 2.6\%$ であり、中核市の平均値(37.5%)より 40.1 ポイント低く、図上で「中核市平均」より下に位置しています。







令和元年度 資金不足比率審査意見

第1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和2年6月22日から同年7月31日まで

第3 審査の方法

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、 各公営企業会計(地方公営企業法を適用していない卸売市場事業特別会計を含む。以下同 じ。)に係る決算の審査対象とされた書類を照合し、その適正性について審査しました。 なお、審査の過程では、関係者に対する質疑の方法も併用しました。

第4 審査の結果

審査に付された資金不足比率は法令の規定に従って適正に算定されていました。また、 算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているものと認めました。 審査の概要は、次に述べるとおりです。 各公営企業会計について資金不足比率の状況をみると、次のとおりとなっています。

(単位 %)

会 計 名	2 7 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	経営 健全化 基準
水道事業会計	_	_	_	_	_	
下 水 道 事 業 会 計	_	_	_	_	_	20.0
都市開発整備事業会計	_	_	_	_	_	20.0
卸売市場事業特別会計	_	_	_	_	_	

(注) 資金不足がない場合、資金不足比率は算出されません。

地方公共団体は、公営企業において資金不足比率が経営健全化基準以上である場合、経営健全化計画を定めなければなりません。

水道事業会計、下水道事業会計、都市開発整備事業会計及び卸売市場事業特別会計のいずれにおいても資金不足が発生しなかったため、資金不足比率は算出されませんでした。

資金不足比率は、公営企業ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率です。

各会計の資金不足比率の審査結果は次のとおりです。

1 地方公営企業法適用会計

地方公営企業法を適用している公営企業会計については、公営企業の資金不足の状況 をはじめとする経営状況を的確に把握できるよう、民間企業並みに企業会計基準が見直 され、平成26年度決算より導入されました。

なかでも、勘定科目の見直しにより、財務諸表の流動負債が増える一方で流動資産が減る側面があり、資金不足比率の上昇が懸念されるところでしたが、建設や改良に充てられた企業債や他会計からの長期借入金は同率上昇に大きく影響するため、同率算出の対象から除外されました。

しかしながら、算出方法の全てが会計基準の見直し前と同じ同率の算出方法ではなく、 基準見直しの3年間は、通常1年以内に使用される見込みの修繕引当金、賞与引当金等 及び貸倒引当金のうち流動資産が減耗するものについては、算入を猶予する経過措置が 設けられていました。経過措置が終了した平成29年度からは、比率に算入されるよう になりました。

(1) 水道事業会計

(単位 千円、%)

区分		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
資金不足額 〔= a 1- a 2- a 3+ a -(a 5- a 6+ a	~	△5, 568, 457	△6, 267, 432	△6, 465, 001	△7, 472, 891	△7, 543, 531
流動負債	a 1	2, 859, 536	2, 794, 234	2, 552, 512	1, 890, 963	2, 350, 979
控除企業債等	a 2	1, 136, 758	1, 047, 935	1, 115, 894	1, 141, 678	1, 133, 466
控除引当金等	a 3	233, 127	138, 493			
算入地方債	a 4	_	_	_		_
流動資産	a 5	6, 954, 852	7, 752, 055	7, 901, 619	8, 248, 750	8, 761, 044
控除財源	a 6	17, 299	_	_	26, 574	_
貸倒引当金	а7	120, 555	123, 183			
事業の規模	В	8, 715, 725	9, 688, 266	9, 845, 996	9, 782, 253	9, 740, 042
A ∕ B × 100		△63. 9	△64. 7	△65. 7	△76. 4	△77. 4
資 金 不 足 比	率	1	1	_	1	-
経営健全化基	準	20. 0	20. 0	20. 0	20. 0	20. 0

当年度の資金不足比率は、資金不足額Aが \triangle 7,543,531 千円となり、資金不足が発生しなかったため算出されませんでした。

資金不足額 A △7,543,531 千円を事業の規模 B 9,740,042 千円で割ると △77.4% であり、経営健全化基準の 20.0%を 97.4ポイント下回っています。

(2) 下水道事業会計

(単位 千円、%)

区分		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
資金不足額 〔= a 1- a 2- a 3+ a -(a 5- a 6+ a		△1, 858, 226	△1, 805, 979	△1, 634, 860	△1, 783, 431	△1, 847, 781
流動負債	a 1	12, 152, 559	12, 501, 038	13, 795, 078	14, 754, 214	11, 987, 642
控除企業債等	a 2	10, 529, 681	10, 474, 119	10, 322, 047	10, 300, 511	10, 366, 430
控除引当金等	a 3	65, 636	66, 454			
算入地方債	a 4	_	_	_		_
流動資産	a 5	3, 339, 465	3, 703, 011	5, 107, 891	6, 237, 134	3, 468, 993
控除財源	a 6	_	_	_		_
貸倒引当金	a 7	76, 003	63, 433			
事業の規模	В	10, 259, 137	10, 202, 117	10, 891, 535	11, 138, 668	10, 955, 513
A ∕ B × 100		△18.1	△17.7	△15.0	△16. 0	△16. 9
資 金 不 足 比	率	-	_	_	-	_
経営健全化基	準	20. 0	20. 0	20. 0	20. 0	20. 0

当年度の資金不足比率は、資金不足額Aが \triangle 1,847,781 千円となり、資金不足が発生しなかったため算出されませんでした。

資金不足額 A \triangle 1,847,781 千円を事業の規模 B 10,955,513 千円で割ると \triangle 16.9% であり、経営健全化基準の 20.0%を 36.9 ポイント下回っています。

(3) 都市開発整備事業会計

(単位 千円、%)

区分		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
資金不足額 [=a1-a2+a3 -(a4-a5-a6)	A	△4, 943, 281	△4, 958, 600	△4, 818, 641	△4, 964, 584	△4, 687, 410
流動負債	a 1	239, 059	17, 093	1, 857	3, 735	8,614
控除引当金等	a 2	1,500	1,600			
算入地方債	a 3					_
流動資産	a 4	5, 180, 840	4, 974, 093	4, 961, 406	4, 968, 319	4, 696, 024
土地評価差額	a 5		ı	140, 908		_
長期借入金	a 6		l	ı		_
事業の規模	В	5, 584, 003	5, 534, 518	5, 541, 221	5, 583, 636	5, 602, 822
A ∕ B × 100		△88. 5	△89. 6	△87. 0	△88. 9	△83.7
資 金 不 足 比	率	_	1	-	-	_
経営健全化基	準	20. 0	20. 0	20. 0	20. 0	20. 0

当年度の資金不足比率は、資金不足額Aが $\triangle 4,687,410$ 千円となり、資金不足が発生しなかったため算出されませんでした。

資金不足額A $\triangle 4,687,410$ 千円を事業の規模B 5,602,822 千円で割ると $\triangle 83.7\%$ であり、経営健全化基準の 20.0%を 103.7 ポイント下回っています。

2 地方公営企業法非適用会計

(1) 卸売市場事業特別会計

(単位 千円、%)

区分	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
資金不足額 A [=a1+a2-a3]	△226, 927	△252, 599	△306, 720	△282, 412	△383, 899
歳出額 a1	735, 276	1, 055, 608	3, 290, 482	1, 562, 547	795, 536
算入地方債現在高 a 2	_		1		_
歳入額 a3	962, 203	1, 308, 207	3, 597, 202	1, 844, 959	1, 179, 435
事業の規模 B	368, 030	366, 040	359, 867	352, 018	343, 559
A ∕ B × 100	△61. 7	△69.0	△85. 2	△80. 2	△111.7
資 金 不 足 比 率	1	_	1	1	_
経営健全化基準	20. 0	20. 0	20. 0	20. 0	20. 0

当年度の資金不足比率は、資金不足額Aが \triangle 383,899 千円となり、資金不足が発生しなかったため算出されませんでした。

資金不足額A \triangle 383,899 千円を事業の規模B 343,559 千円で割ると \triangle 111.7%であり、経営健全化基準の 20.0%を 131.7ポイント下回っています。

用 語 の 説 明

	J	用	語		説明
4 頁	繰	上	充	用	繰上充用は、会計年度独立の原則の例外で、会計年度経過後、当該年度の歳入が歳出に対して不足する場合、翌年度の歳入を繰り上げて、不足分に充てることができる制度です。 算式で示せば、「繰上充用額=歳出総額-歳入総額+(継続費逓次繰越額+繰越明許費繰越額+事故繰越額-未収入特定財源)」で求められます。
4 頁	支	払	繰	延	支払繰延は、支出義務が発生している債務について、当該年度に支 出せず、翌年度の予算から支出することをいいます。
4 頁	事	業	繰	越	事業繰越は、ある年度の歳出予算のうち、諸般の事情により支出負担行為をすることができなかったものについて、当該年度では不用額とし、次年度で新たに歳出予算に計上することをいいます。
4 頁	標準	財	政 規	模	地方公共団体の一般財源の標準的な大きさを示します。 算式で示せば、「標準財政規模=標準税収入額+地方譲与税額+交通 安全対策特別交付金額+普通交付税額」で求められます。 2004年度(平成16年度)以降は、臨時財政対策債発行可能額 も標準財政規模に加えられています。
8 頁	満期一	一括償	[還地力	方債	満期一括償還地方債は、毎年度、元本を返済するのではなく、最終年度に一括で元本を返済する地方債です。 実質公債費比率の算定に際しては、準元利償還金として、満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金相当額が計上されますが、満期一括償還減債基金が十分に確保されていない場合は、別途、その不足分が元利償還金に加算されるため、実質公債費比率の数値が悪化することになります。
8 頁	特	定	財	源	市税等の一般財源に対し、使途が特定されている財源のことで、国・ 県支出金、分担金、負担金、使用料、手数料、財産収入、市債等が分類 されます。
8 頁	基準	財政	不需要	. 額	普通交付税の算定基礎となるもので、地方公共団体が合理的かつ妥当な水準における行政サービスを遂行するために必要な財政需要を、行政項目ごとに一定の算式で算定したものです。基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた額に調整率を掛けたものが、普通交付税額となります。 算式で示せば、「基準財政需要額=測定単位×補正係数×単位費用」で求められます。 なお、測定単位とは、各行政項目の財政需要の大きさを測定するための指標で、人口、道路の面積・延長、生徒数、教職員数等が測定単位となります。 補正係数とは、各地方公共団体における自然的・社会的条件等(人口・面積等)を調整するための係数で、段階補正、密度補正、態容補正等があります。 単位費用とは、測定単位の単価で、標準団体(市町村は人口10万人、面積160km)を設定し、そこで必要とされる財政需要をもとに算定しています。

用 語 の 説 明

	用語	説明
9 頁	転 貸 債	地方財政法第5条第2号の規定により地方公共団体以外の者に対して貸し付ける経費(貸付金)について、地方債の対象とする場合に、当該地方債を転貸債と呼んでいます。
10 頁	債務負担行為	債務負担行為は、歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、地方公共団体が債務を負担する行為につき、その行為の内容として定めておくものであり、予算の一部を構成します。 会計年度独立の原則の例外で、大規模な建物や構築物の建設事業のように、2~3年で終了する事業に用いることが多いとされています。
10 頁	一時借入金	一時借入金は、一会計年度内において、歳計現金が不足した場合に、 その支払資金の不足を補うために借り入れる金銭のことで、当該年度の 出納閉鎖日までに償還しなければなりません。 歳入歳出予算に計上されるものではありませんが、借入の最高額は予 算で定めることとされています。
11 頁	事業費補正	事業費補正は、基準財政需要額の測定単位に係る補正の一種で、公共 事業費の地方負担額及びその財源に充てられた地方債の元利償還金等 の一定割合を基準財政需要額に割増算入します。 この補正は、公共事業が特定の時期に集中的に実施され、事業費の負 担額が多額に上る場合に、基準財政需要額と現実の財政負担に大きな乖 離が生じないようにするためのものです。
11 頁	密度補正	密度補正は、基準財政需要額の測定単位に係る補正の一種で、測定単位以外の特定の指標の値の大小により、行政経費が増減するような場合に適用されます。 一般的な例としては、人口密度が希薄になるにつれて通信運搬費等が割高となり、また、自動車交通量が多ければ道路・橋梁の維持管理費が嵩むような場合に、これらの事情を反映させて基準財政需要額をより的確に算定するため、割増率を定め、密度補正の補正係数としています。